

茨城県報 第5867号

昭和45年11月30日

(月曜日)

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●茨城町内の字区域の一部変更(地方課)	1
●昭和45年産早出し落花生の時期(農産園芸課)	3
●臨時種畜検査の実施(畜産課)	3
●小舟津土地改良区役員の就退任(鉾田土地改良事務所)	3
●三島土地改良区・三島地区の換地処分(農地管理課)	4
●猿島町宮土地改良事業の縦覧(/)	4
●有ヶ池地区土地改良事業の縦覧(/)	5
●西大淵地区土地改良事業の縦覧(/)	5
●土地改良区の定款変更(/)	5
●道路の区域変更(道路維持課)	6
●道路の供用開始(/)	6
●道路位置の指定(建築住宅課)	6

公 告

●建築許可に関する聴聞(建築住宅課)	7
●土地立ち入り測量(用地室)	7

告 示

茨城県告示第1564号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき茨城町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により昭和45年12月1日から効力を生ずるものである。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城町大字小鶴字クミの木65番及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字さす合2703番から2709番の1まで、2710番の2、2711番の2、2711番の4及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字竹割の全部及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字五反町2721番の1、2721番の2、2722番の1、2722番の2、2723番から2726番まで、2727番の1、2727番の3、2728番から2739番まで及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字三反町の全部及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字石谷原の全部及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字関戸2944番の1、2945番、2946番の1、2947番の3、2948番の1、2949番の1、2950の2、2951番から

2957番まで、2957番の2、2958番の1、2958番の2、2958番の3、2959番の1、2959番の2、2960番の1、2966番の1、2968番から2971番まで、2972番の1、2973番の2、2974番の3、2979番の2、2980番の2、2981番の2、2982番の1及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字橋合2905番から2931番まで、2914番の2、2914番の5、2915番の1、2917番の1、2917番の2、2917番の4、2918番の1、2918番の4、2919番の1、2920番の1、2920番の4、2921番の1、2922番の1、2922番の4、2923番、2924番、2929番、2930番の1、2930番の4、2931番の1、2932番、2933番の1、2933番の4、2934番、2935番の1、2938番の1、2939番の1、2941番、2942番の1、2943番の1、2944番の1から2944番の3、2944番の5及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字塚免の全部及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字塚田の全部及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字大高田2641番の1から2702番まで及び道路水路等の国有地の全部、茨城町大字長岡字稲の上2281番から2284番まで、2321番から2334番まで、2343番の2、2346番の2、2347番の2、2348番の2、2349番の2、2351番、2352番、2357番、2357番の1、2378番の2、2380番、2381番の1、2392番の1、2393番の1、2394番から2396番、2398番、2399番の1、2402番、2403番、2405番の2、2406番、2407番、2410番、2411番、2413番、2414番、2415番の1、2421番の1、2423番の1、2424番の1、2430番、2431番の1、2433番から2442番まで、2443番の1、2451番の1、2452番の1、2454番、2461番から2463番、2464番の1、2480番、2481番、2481番の1、2481番から2494番まで、2497番、2540番の2、2541番の2、2542番の2、2543番の2、2544番の1、2544番の2、2545番から2547番まで、2549番から2550番の1まで、2551番、2553番、2554番の1及び2、2555番、2556番から2559番まで、2563番から2574番まで及び道路水路等の国有地の全部、大字長岡字埋川2838番の1、2839番の1、2839番の4、2840番の1、2840番の4、2841番から2853番まで、2854番の1、2855番の1、2856番の1、2857番の1、2858番の1、2858番の4、2859番から2885番の2まで及び道路水路等の国有地の全部、大字長岡字町長2783番から2788番まで、2790番、2792番から2799番まで、2801番の1、2802番の1、2803番、2804番の1、2805番の1、2806番から2809番まで、2824番、2825番、2826番の1、2826番の4、2827番の1、2828番から2833番まで、2834番の1、2835番の1、2836番、2837番の1及び道路水路等の国有地の全部、大字長岡字新川2199番、2200番の1、2201番から2205番まで、2206番の1、2206番の2、2207番の1、2208番の1、2209番の2、2210番の1、2212番の1、2212番の2、2213番、2214番の1、2214番の2、2215番、2216番、2217番の1、2218番の1、2219番の1、2220番の1、2221番の1、2248番の1、2222番から2227番まで、2228番の1、2229番、2230番の1、2231番の1、2232番の1、2233番の1、2234番の1、2236番の1、2237番から2247番まで、及び道路水路等の国有地の全部、大字長岡字町田の全部及び道路水路等の国有地の全部、大字長岡字上谷原2078番の2、2080番の1、2080番の2、2081番の1、2081番の2、2082番の1、2083番の1、2084番、2084番の1、2086番の1、2088番、2089番、2090番、2091番、2092番、2093番、2094番の1、2094番の2、2096番の1、2097番の1、2098番の1、2099番の1、2100番の1、2101番、2101番の1、2102番の1、2102番の2、2103番の1、2104番の1、2105番の1、2105番の2、2106番の1、2107番の

1, 2108番の1, 2147番, 2148番の1, 2154番の1, 2154番の2, 2155番の1, 2158番の1, 2159番の1, 2160番の1, 2161番, 2162番, 2163番の1, 2164番の1, 2165番の1, 2166番から2171番まで, 2172番の1, 2173番の1, 2174番から2182番まで, 2183番の1, 2184番の1, 2185番の1, 2185番の2, 2186番の1, 2186番の2, 2186番の3, 2187番, 2188番及び道路水路等の国有地の全部, 大字長岡字光照寺2498番, 2499番の1, 2500番, 2501番の1, 2502番の1及び道路水路等の国有地の全部を大字長岡字美島に変更

茨城県告示第1565号

昭和26年10月1日茨城県告示第618号で告示した農産物の検査規格, 梱包重量及び荷造方法に基づき, 昭和45年産早出し落花生の時期を次のとおり公示する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

早出し落花生の時期は, 昭和45年12月20日までとする。

茨城県告示第1566号

家畜改良増殖法第4条, 第1項, 第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

検 査 月 日	検 査 場 所		
	郡 市	町 村	位 置
11 月 30 日	西 茨 城 郡	友 部 町	茨 城 県 畜 産 試 験 場

茨城県告示第1567号

行方郡北浦村に事務所をおく小舟津土地改良区から, 次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから, 土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和45年11月30日

茨城県銚田土地改良事務所長 小 坂 政 治

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字内宿249	理 事	清 水 重 夫	
〃 〃 66-1	〃	野 友 衛	
〃 〃 89-2	〃	平 野 正 治	
〃 〃 976	〃	倉 川 光 輝	理 事 長
〃 〃 934	〃	斎 藤 弘 市	
〃 大字成田822	〃	出久根 静	
〃 大字三和646-2	〃	河 野 政 男	
〃 大字山田969	〃	宮 本 重 次	
〃 大字内宿68	監 事	大久保 広	

〃 〃 30—5 〃 高 柳 康 雄
 〃 〃 大字成田496 〃 桂 木 甫 房

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字内宿249	理 事	清 水 重 夫	
〃 〃 66—1	〃	野 友 衛	
〃 〃 89—2	〃	平 野 正 治	
〃 〃 976	〃	倉 川 光 輝	理 事 長
〃 〃 934	〃	齋 藤 弘 市	
〃 〃 大字成田822	〃	出久根 静	
〃 〃 大字三和646—2	〃	河 野 政 男	
〃 〃 大字山田969	〃	宮 本 重 次	
〃 〃 大字内宿68	監 事	大久保 広	総 括 監 事
〃 〃 30—5	〃	高 柳 康 雄	
〃 〃 大字成田521—1	〃	成 田 章	

茨城県告示第1568号

昭和45年9月21日付農管指令第228号をもつて認可した三島土地改良区、三島地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1569号

猿島町長木村嘉富から昭和45年4月15日付で認可申請のあつた次の地区の土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、事業計画書(写し)、を縦覧に供する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

地区名	縦 覧 期 間	縦 覧 の 場 所
向 原	昭和45年12月11日から 昭和46年1月6日まで	猿 島 町 役 場
清 水	同 上	同 上
根 古 内	同 上	同 上
釜 口	同 上	同 上
遠 神	同 上	同 上
西 生 子	同 上	同 上
蓮 沼	同 上	同 上

茨城県告示第1570号

有ヶ池江下土地改良区が行なおうとする、有ヶ池地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

有ヶ池江下土地改良区定款の写し

有ヶ池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年12月7日から昭和45年12月27日まで

3 縦覧の場所 那珂町役場

茨城県告示第1571号

笠間市長、山口茂から昭和45年10月31日付で認可申請のあつた西大淵地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

西大淵地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年12月7日から昭和45年12月27日まで

3 縦覧の場所 笠間市役所

茨城県告示第1572号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので公示する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区名	申請年月日	認可年月日
新利根川土地改良区	昭和45年10月6日	昭和45年11月24日
小高埋立土地改良区	昭和45年10月26日	昭和45年11月24日

茨城県告示第1573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和45年11月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中里岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字生子字広畑 1296—2地先から	旧	メートル 4.2~7.5	メートル 360.0	
猿島郡猿島町大字生子字東坪 798—5地先まで	新	8.0~11.5	360.0	

茨城県告示第1574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和45年11月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 中里岩井線
- 2 供用開始の区間 猿島郡猿島町大字生子字広畑1296—2地先から
猿島郡猿島町大字生子字東坪798—5地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年11月30日

茨城県告示第1575号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	45. 11. 30	鹿島郡神栖町大野原北部第2工区5—1	4.0	49.80

2	〃	〃	北団地101	4.0	26.70
3	〃	〃	7工区57	4.0	31.90
B					
1	〃		下館市大字玉戸字山ヶ島1052-2, -3, -7	6.00	125.01
2	〃		古河市大字古河字中谷道南4180の771, 773, 774, 775, 776, 777	4.00	16.00
3	〃		結城郡石下町本石下2035-1番地	5.00	28.00

公 告

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和45年12月3日 午後2時
- 2 聴聞場所 高萩市本町2丁目61
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの
(自動車部品加工場の用途変更及び増築)
- 4 申請者住所氏名 高萩市本町2丁目61
(株)加倉井製作所高萩工場 加倉井 清 信
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 2階建256.23㎡用途変更増築
原動機16.75Kw新設
- 6 建築物の位置 高萩市本町2丁目61
- 7 敷地面積 821.61㎡

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和45年11月30日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道石岡田伏土浦線道路基礎調査
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
石岡市大字高浜字北根本, 字西の前, 字西坂, 字中坪, 字宮下, 字洲崎, 字古津, 字下歩行及び字歩行地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和45年11月30日から

昭和46年3月31日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所